

議第 3 2 号

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 4 1 年厚生省令第 1 8 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（保護施設の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第 3 9 条第 1 項に規定する条例で定める保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

（医療保護施設）

第 4 条 医療保護施設の設置者は、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）の定めるところにより当該医療保護施設を管理し、運営しなければならない。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。